

## 福島県一般競争入札実施要領

(制定平成6年11月24日総務部長依命通達 令和4年3月25日最終改正)

(趣旨)

第1条 この要領は、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「規則」という。）第296条第2項の規定に基づき、福島県が発注する地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の適用を受ける建設工事に係る一般競争入札の実施に当たり、必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格)

第2条 一般競争入札参加者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次に掲げる事項を含めてその都度定めるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項各号及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）第2条、第3条第1項から第3項まで及び第6条の規定に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。

(入札の公告等)

第3条 公所長が対象工事（この要領の定めるところにより行う一般競争入札の対象となる建設工事をいう。以下同じ。）を所掌する場合において、対象工事を所管する本庁の課長（以下「主務課長」という。）は、必要に応じて関係課長と協議の上、対象工事を所管する予算主管課長（以下「主管課長」という。）に入札の公告を依頼するものとする。

- 2 本庁の課長が対象工事を所掌する場合においては、必要に応じて関係課と協議の上、主管課長に入札の公告を依頼するものとする。
- 3 前2項の規定により公告の依頼を受けた主管課長は、特例政令第6条及び規則第274条の3の規定に基づき福島県報により公告するほか、福島県公式ホームページに掲載するものとする。
- 4 対象工事を農林水産部及び土木部が所掌するときは、主管課長は、県北地方特定入札事務に係る場合にあつては入札用度課長、その他地方特定入札事務に係る場合にあつては地方振興局出納室長に入札の公告を依頼するものとする。
- 5 前項の規定により公告の依頼を受けた入札用度課長又は地方振興局出納室長は、第3項の規定に準じ公告等を行うものとする。

(入札説明書等の閲覧等)

第4条 主務課長又は対象工事を所掌する本庁の課長（以下「主務課長等」という。）は、入札参加希望者に対し、入札説明書を閲覧させるものとし、入札参加希望者の申請があった場合は、入札説明書を交付し、又は貸与するものとする。

- 2 入札参加希望者は、入札説明書に関する質問書（様式第1号）を主務課長等に提出することができる。
- 3 主務課長等は、前項の規定により提出された質問書に対する回答書（様式第2号）を福島県公式ホームページに掲載するとともに、回答書を入札説明書の閲覧場所において閲覧に供するものとする。

（特定入札事務）

第5条 対象工事を農林水産部及び土木部が所掌する場合において、前条第1項、第2項及び第3項中「主務課長等」とあるのは「県北地方特定入札事務に係る場合にあつては入札用度課長、その他地方特定入札事務に係る場合にあつては地方振興局出納室長」と読み替えるものとする。（次条第1項、第7条第1項、第2項及び第4項、第11条第1項、第2項及び第3項において同じ。）

（入札参加資格確認申請）

第6条 対象工事の入札参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書（様式第3号。以下「申請書」という。）及び公告した入札参加資格を確認できる書類（以下「確認資料」という。）各2部を、公告した提出期限までに主務課長等に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により提出された申請書及び確認資料は、次に定めるところにより取り扱うものとする。
  - (1) 提出期限以降における差替え及び再提出は、認めないこと。
  - (2) 作成に係る費用は、申請者の負担とすること。
  - (3) 申請書及び確認資料は、返却及び公表を行わず、他の用途には使用しないこと。

（施工計画技術審査会の審査）

第7条 主務課長等は、申請書及び確認資料について確認した上で、施工計画技術審査会（以下「技術審査会」という。）に施工計画の適否についての審査を求めるものとする。

- 2 技術審査会は、対象工事ごとに主務課長等が設置する。
- 3 技術審査会は、会長及び施工計画に対する的確な意見を提言できると認められる職員の中から会長が指名する職員をもって組織する。
- 4 技術審査会の会長は、主務課長等とする。
- 5 技術審査会は、特に必要があると認めるときは、申請者から確認資料の内容について説明を求めることができるものとする。

（一般競争入札参加者資格審査委員会）

第8条 入札参加資格の設定及び入札参加資格の有無を調査審議するため、一般競争入札参加者資格審査委員会（以下「資格委員会」という。）を置く。

- 2 資格委員会は、会長及び次に掲げる委員をもって組織する。  
農林水産部長、土木部長、出納局長、教育庁政策監、警察本部警務部長

- 3 会長は、総務部長をもってこれに充てる。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 6 資格委員会は、必要の都度会長が招集し、その会議は、非公開とする。
- 7 資格委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 8 資格委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 9 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 10 委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。
- 11 資格委員会の庶務は、総務部入札監理課長（以下「入札監理課長」という。）において処理する。

（入札参加資格の設定）

第9条 主務課長（本庁の課長が対象工事を所掌する場合にあっては、当該本庁の課長。以下この条及び次条において同じ。）は、次の手続により入札参加資格の設定を行うものとする。

- (1) 主務課長は、一般競争入札参加資格設定内申書（様式第4号）を作成し、主管課長を経由の上、入札監理課長に送付すること。
- (2) 一般競争入札参加資格設定内申書の送付を受けた入札監理課長は、資格委員会に対し、入札参加資格の設定についての審議を求めること。
- (3) 入札監理課長は、前号の審議結果について、一般競争入札参加資格設定審査結果通知書（様式第5号）により主管課長に通知すること。
- (4) 前号の規定による通知を受けた主管課長（農林水産部及び土木部を除く。）は、入札参加資格の設定の決裁を受け、一般競争入札参加資格決定通知書（様式第6号）により主務課長に通知すること。
- (5) 公所長（農林水産部及び土木部を除く。）が対象工事を所掌するときは、主管課長は、前号の規定により通知するほか、対象工事を所掌する公所長に一般競争入札参加資格決定通知書により通知すること。
- (6) 第3号の通知の対象が農林水産部及び土木部が所掌する場合には、入札監理課長は、入札参加資格の設定の決裁を受け、一般競争入札参加資格決定通知書により主管課長に通知すること。
- (7) 前号の規定による通知を受けた主管課長は、一般競争入札参加資格決定通知書を主務課長に送付すること。
- (8) 公所長（農林水産部及び土木部に限る。）が対象工事を所掌するときは、主管課長は、前号の規定により送付するほか、対象工事を所掌する公所長に一般競争入札参加資格決定通知書を送付すること。

(入札参加資格の確認)

第10条 主務課長又は入札用度課長若しくは地方振興局出納室長は、申請書及び確認資料を受理したときは、次の手続により入札参加資格の確認を行うものとする。

- (1) 主務課長又は入札用度課長若しくは地方振興局出納室長は、受理した申請書及び確認資料に基づき、一般競争入札参加資格確認内申書(様式第7号)及び一般競争入札参加資格確認等一覧表(様式第8号。以下「一覧表」という。)を作成し、主務課長にあつては主管課長を経由の上、入札監理課長に送付すること。この場合において、当該対象工事が第7条の規定による審査を受けたものであるときは、技術審査会での審査結果を一覧表に記載するものとする。
- (2) 一般競争入札参加資格確認内申書及び一覧表の送付を受けた入札監理課長は、資格委員会に対し、入札参加資格の有無についての確認を求めること。
- (3) 入札監理課長は、前号の確認結果について、一般競争入札参加資格審査結果通知書(様式第9号)に一覧表を添えて、主管課長又は入札用度課長若しくは地方振興局出納室長に通知すること。
- (4) 前号の規定による通知を受けた主管課長は、入札参加資格の有無について知事の認定を受け、一般競争入札参加資格確認決定通知書(様式第10号)に一覧表を添えて主務課長に通知すること。
- (5) 公所長が対象工事を所掌するときは、主管課長は、前号の規定により通知するほか、対象工事を所掌する公所長に一般競争入札参加資格確認決定通知書に一覧表の写しを添えて通知すること。
- (6) 第4号の規定による通知を受けた主務課長又は第3号の規定による通知を受けた入札用度課長若しくは地方振興局出納室長は、一般競争入札参加資格確認通知書(様式第11号)により申請者に通知すること。

(入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明)

第11条 入札参加資格がないと認められた者は、主務課長等に対し、その理由について書面により説明を求めることができるものとする。

- 2 前項の規定により説明を求められた主務課長等は、書面により回答を行うとともに、その内容について主管課長に報告するものとする。
- 3 主務課長等は、第1項の規定により説明を求めた者に入札参加資格があると認める場合には、改めてこの要領に定める審査の手続を経て、入札参加資格がないと認める旨の通知を取り消す旨の通知及び入札参加資格があると認める旨の通知を、前項の回答に併せて行うものとする。

(入札の執行)

第12条 入札を執行する者は、入札の執行に先立ち、入札参加資格があることを確認した旨の一般競争入札参加資格確認通知書を入札参加者に提示させるものとする。

- 2 入札を執行する者は、入札金額に対応した見積内訳書(数量、単価、金額等を明らかにしたものに限る。)の提出を求め、当該工事の積算内容を把握している責任者が確認をするものとする。
- 3 郵便による入札の場合には、入札書に見積内訳書を同封させるものとする。

(落札者等の公告等)

第13条 公所長が対象工事を所掌する場合において、主務課長は、主管課長に落札者等の公告を依頼するものとする。

2 本庁の課長が対象工事を所掌する場合において、当該課長は、主管課長に落札者等の公告を依頼するものとする。

3 前2項の規定により公告の依頼を受けた主管課長は、特例政令第12条及び規則第274条の11の規定に基づき、福島県報により公告するものとする。

附 則

この要領は、平成6年12月1日から施行し、同日以後起工の伺いを行う建設工事について適用する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年11月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

## 入札説明書に関する質問書

年 月 日

(主務課長等又は入札用度課長若しくは地方振興局長)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

電 話 番 号

(作成担当者 )

工事番号 及び工事名	第 号
質 問 事 項	

## 入札説明書に関する回答書

年 月 日

（主務課長等又は入札用度課長若しくは地方振興局長）

工事番号	第 号
工事名	
質 問 事 項	
回 答 事 項	



様式第3号（第6条、第7条、第10条関係）

## 一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

福島県知事

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
電話番号  
(作成担当者)

年 月 日付けで公告のありました 工事に係る  
入札参加資格について確認を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項の規定に該当しない者であること、さらに添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

(注) 返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金を加えた所定の料金の切手をはった長3号封筒をこの申請書と併せて提出してください。

一般競争入札参加資格設定内申書

年 月 日

一般競争入札参加者資格審査委員長 様

（主務課長）

印

このことについて、別紙により、入札参加資格の設定の審議願いたく内申します。

## 一般競争入札参加資格設定審査結果通知書

年 月 日

（主管課長）

様

入札監理課長 ⑩

このことについて、一般競争入札参加者資格審査委員会における入札参加資格の設定の審議結果は、別紙のとおりですので、お知らせします。

## 一般競争入札参加資格決定通知書

年 月 日

（主務課長又は主管課長）

様

（主管課長又は入札監理課長）

印

このことについて、別紙のとおり入札参加資格が決定されましたので、お知らせします。

## 一般競争入札参加資格確認内申書

年 月 日

一般競争入札参加者資格審査委員長 様

（主務課長又は入札用度課長若しくは地方振興局長）

印

このことについて、別紙一般競争入札参加資格確認等一覧表のとおり確認の申請がありましたので、入札参加資格の有無を調査審議願いたく内申します。





## 一般競争入札参加資格審査結果通知書

年 月 日

（主管課長又は入札用度課長若しくは地方振興局長）

様

入札監理課長 ④

このことについて、一般競争入札参加者資格審査委員会において別紙一般競争入札参加資格確認等一覧表のとおり確認されましたので、お知らせします。



## 一般競争入札参加資格確認決定通知書

年 月 日

（主務課長若しくは公所長又は対象工事を所掌する本庁の課長）  
様

（主管課長）

印

このことについて、別紙一般競争入札参加資格確認等一覧表のとおり入札参加者が決定されましたので、お知らせします。

## 一般競争入札参加資格確認通知書

年 月 日

商号又は名称 代表者氏名 様

(主務課長若しくは公所長又は入札用度課長若しくは地方振興局長)

印

さきに申請のありました 工事に係る入札参加資格について、下記  
のとおり確認しましたので、お知らせします。

なお、入札参加資格がないと通知された方は、理由の説明を求められますので、  
説明を求める場合は、 年 月 日までに、その旨を記載した書面を提出して  
ください。

記

公 告 日	年 月 日	
工 事 名		
入札参加資格の有無	有	
	無	
	入札参加資格がないと認められた理由	

(注) 入札参加希望者全員が入札参加資格有りの場合は、なお書きを削除すること。